

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に関するQ&A

1. 交付申請について	
質問	回答
対象者の家族から申請できますか。	原則として、対象者（在宅人工呼吸器使用者）が申請者となります。 ※代筆可 対象者以外が申請者となる場合は、委任状が必要です。
家族等による申請書の代筆は可能ですか。	可能です。 対象者の意思を確認したうえで代筆を行ってください。
申請から交付決定までの期間はどれくらいですか。	申請内容に不備がなければ、受付から10日前後で決定通知をお送りいたします。 交付決定前に購入した用品については助成の対象外となりますので、ご注意ください。
提出した見積書に記載していた用品・価格に変更がありました。届出が必要ですか。	交付決定後に用品・価格などの変更があった場合は、購入前に変更交付申請書を提出し、変更交付決定を受けてください。
既に入れた用品がありますが、助成の対象となりますか。	交付決定前（助成券を受け取る前）に入れた用品については、助成の対象外となります。
対象用品を2つ購入したいのですが、どちらとも対象となりますか。	いずれか1つの用品についてのみ助成対象となります。助成を受けて購入した用品の耐用年数が経過後には、再度助成を受けられます。
所得制限については、どのように判定されますか。	原則として、税の担当部署と連携し対象者の世帯の課税状況を確認させていただき、所得制限の判定を行います。 世帯の中に市町村民税の所得割額が46万円以上の方がいる場合は、助成の対象外となります。（所得割額は平成30年度の税制改正前の税率(6%)により算定した額） 必要に応じて申請者へ課税証明書や生活保護受給証明書の提出を求める場合があります。
市町村民税の所得割年額が46万円は、だいたいどのくらいの収入が該当しますか。	市町村民税は個人にかかる税金であり、収入がある方の人数や家族構成等の違いがあるため、基準を示すのは困難ですが、例えば、給与収入が1000万円以上ある場合、助成対象外となる可能性があります。
助成を受けて購入した用品が古くなってきました。再度購入する場合、助成を受けられますか。	用品の種目ごとに定めた耐用年数の期間内は再度の助成は受けられません。（災害による破損など、真にやむを得ない理由がある場合を除く） 耐用年数の経過後には再度助成を受けられます。

2. 対象用品の購入について

質問	回答
対象の用品はどこで購入できますか。 (見積書の作成、代理請求に応じてくれる販売店が見つかりません。)	家電量販店やホームセンターなどで取り扱いがあることが多いようです。 なお、個別に販売店のご紹介は行っておりません。
インターネット通販での購入も対象となりますか。	インターネット通販での購入も対象となります。 ただし、見積書の取得が可能であり、概ね10日後（市の助成決定後）にも見積書通りに購入が可能である必要があります。
別売のソーラーパネル等は対象となりますか。	対象となりません。 付属品については、それがないと当該用品が機能しない場合のみ、補助対象となります。
提出した見積書から価格が変更されました。	見積書の記載と異なる用品や金額での購入は助成の対象外となります。 必ず事前に変更交付申請書と変更後の見積書を提出し、再度市の助成決定を受けてください。
助成券の有効期限内に用品を購入できませんでした。	速やかに購入を行い、請求書類に加え、理由書を提出してください。
消費税分は助成対象になりますか。	本体価格＋消費税が助成対象金額となります。
レンタル利用は対象になりますか。	対象になりません。購入の場合のみ対象となります。
ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか。	ポイントやクーポンは原則として利用しないでください。 どうしても利用したい場合は、見積書にポイント等を使用する旨を記載してください。この場合、値引き後の金額をベースに助成額と自己負担額を算定することとなります。
対象用品を医療機器に直接つなげて使用しても大丈夫ですか。	対象用品は、医療機器に直接つなげて使用すると故障する可能性がありますので、 必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどの対策を講じてください。 なお、当該助成により購入した用品を使用したことで医療機器等が故障した場合、市はその責を負うことはできませんので、あらかじめご了承ください。 特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーターについては、市販されている製品のほとんどが、直接、精密医療機器に接続した場合の動作保証は行っておりませんので注意が必要です。

3. 請求について

質問	回答
対象者の家族等代理人の口座に助成金を振り込んでもらうことはできますか。	できます。 ただし、対象者からの委任状を添えて請求書を提出してください。
請求から支払いまでの期間はどれくらいですか。	請求内容に不備がなければ、受付から30日以内に指定の口座へお振込みをいたします。

4. 販売店の代理請求・受領について

質問	回答
代理請求・受領とは何ですか。	対象用品の販売店が、対象者に代わって助成金の請求・受領を行う手法です。 ※委任状が必要
代理請求・受領のメリットは何ですか。	通常（償還払い）であれば、販売店にて一旦全額を負担し、その後市へ助成金の請求をする必要がありますが、代理請求・受領の場合、販売店への支払いが自己負担分のみとなり、市への助成金の請求は販売店が行います。
代理請求・受領で購入したい。 どうしたらいいですか。	購入を予定している販売店にご相談ください。 対応可能な販売店の紹介等は行っておりません。